



岩松小学校だより



学校だより 第12号

令和8年6月19日発行

発行者 校長 真子靖弘

親子で創る「家庭内スマホ憲法」

先日のフリー参観デーや「スマホ教室」へのご参加、児童引き渡し訓練へのご協力ありがとうございました。また、皆様から寄せられた温かいメッセージに、教職員一同深く感謝しております。

講座でもお伝えした通り、現在のデジタル環境にはネット犯罪や依存、睡眠不足など、子どもたちの健康を脅かすリスクが潜んでいます。専門研究でも、**スマホ等の長時間利用が学力や脳発達に負の影響を及ぼす傾向**が指摘されており、注意が必要です。

これらから身を守るために大切なのは、外からの強制ではなく、子ども自身の**「内側からのコントロール力(自律)」**です。

そこでぜひこの機会に、親子で話し合って決める**「家庭内スマホ憲法」**



の策定(または見直し)をお願いいたします。ポイントは、大人が一律禁止するのではなく、助言をしつつも**最終判断は子ども自身に委ねる**ことです。「自分で決めたルールに責任を持つ」という挑戦が、自己管理能力を大きく引き上げます。

進め方に迷われる際は、遠慮なく学校へご相談ください。担任や養護教諭、管理職も含め全力でお手伝いいたします。子どもたちが納得してルールを創り出せるよう、これからも共に歩んでいきましょう。

体感！弥生の歴史(6年 吉野ヶ里)

6/5(金)、**6年生**が社会科「弥生時代」の学習の一環として、吉野ヶ里歴史公園を訪れました。

帰校後、子どもたちは「柵が大きくて高かった!」「堀が深くて、攻めるのは大変だと実感した」と、教科書だけでは分からないスケール感に感動した様子でした。また、**手作りの勾玉**を誇らしげに見せる笑顔も輝いていました。

「座学×体験＝本物の学び」を体現した、実り多き一日となりました。



いじめ未然防止と「自律」の育成

「いじめ・体罰アンケート」へのご協力ありがとうございました。いただいた内容は、担任・管理職が責任をもって対処いたしております。

本校では**「いじめは起こりえるもの」として、未然防止に力を入れています**。今回は、学校ホームページ掲載の「岩松小学校いじめ防止基本方針」から「いじめの定義」を共有します。

<「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法 第2条)>

児童生徒に対して、学校の内外を問わず一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

この法律は「被害者の立場に立つ」ことが大前提です。周囲が「遊びのつもり」であっても、**本人が心身の苦痛を感じれば「いじめ」と**なります。全員でこの定義を共有し、未然防止に取り組みしましょう。

また本校では、子どもが自分で考え行動する**「自律する力」**の育成を大切にしています。**命に関わる事案を除き、トラブルは教職員が見守る中で、子どもたち自身で解決する経験を積ませたいと考えています**。大人が先回りせず見守ることが、子どもの確かな成長につながります。ぜひ一緒に支えていきましょう。



自分事として考える「平和」

6/9(火)、下学年と上学年に分かれ**「平和」**をテーマに**人権教室**を開催しました。下学年は**片淵先生**、上学年は**山崎先生**が講話を行いました。81年前の6/23に終結した沖縄戦にも触れながら、**平和の大切さや人権の尊さについて深く考えました**。上学年では、「小さな戦争の種」となる人と人との争いを回避するために何が必要なのか、自分には何ができるのかについて、一人ひとりが深く考えました。